

2024

西いぶり広域連合議会会議録

第2回定例会

令和6年9月2日開会

令和6年9月2日閉会

西いぶり広域連合議会

令和6年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会 議 区 分	会 議 時 間	会 議 内 容
9. 2	月	本 会 議	14:00～14:44	開会、会期の決定、議案の説明、議案の議決、一般質問、閉会

令和6年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和6年9月2日（月）（1日）

番 号	件 名	提出年月日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 1 号	令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）	6. 9. 2		原 案 可 決 6. 9. 2
議案第 2 号	財産取得の件（マシン室の空調設備）	6. 9. 2		原 案 可 決 6. 9. 2
議案第 3 号	工事請負契約締結の件議決中一部変更の件（西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事）	6. 9. 2		原 案 可 決 6. 9. 2
議案第 4 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	6. 9. 2		同 意 6. 9. 2
認定第 1 号	令和5年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算	6. 9. 2		認 定 6. 9. 2
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定 6. 9. 2

目 次

第1号（令和6年9月2日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	1
○安田議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（渡辺 雅子議員、田中 秀幸議員）	2
日程第2 会期の決定（9月2日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第3号、認定第1号	2
○奈良事務管理者（議案説明）	2
日程第4 議案第4号	4
○青山広域連合長（議案説明）	5
日程第5 一般質問	5
○高橋 直美議員	5
閉会宣告	1 2

令和6年9月2日（月曜日）

第 1 号

令和6年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和6年9月2日（月曜日）

午後 2時00分 開会

午後 2時44分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号～議案第3号、認定第1号
日程第4 議案第4号
日程第5 一般質問

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4
7 日程第5

○出席議員（13名）

議長	15番	早川昇三
副議長	14番	辻浦義浩
	2番	五十嵐篤雄
	3番	真鍋盛男
	4番	菊地敏法
	5番	石澤清司
	6番	小川晃司
	7番	柏木隆寿
	8番	常磐井茂樹
	9番	高橋直美
	10番	村井寿行
	12番	渡辺雅子

13番 田中秀幸

○欠席議員（2名）

1番 板垣正人
11番 井野正臣

○説明員

広域連合長	青山剛
副広域連合長	堀井敬太
副広域連合長	田鍋敏也
事務管理者	奈良信一
代表監査委員	杉本久佐男
事務局長	瀧浪孝行
総務課長	大場親厳
総務課主幹	松下幸稔
共同電算室主幹	佐久間樹

○事務局出席職員

事務局長	安田智樹
議事課長	小田桐浩明
議事課長補佐	山下盛弘
書記	宮下直人

午後 2時00分 開会

○議長（早川 昇三） ただいまから、令和6年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

安田事務局長

○議会事務局長（安田 智樹） 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの5件でございます。

次に、関係法令の規定に基づき、広域連合長並びに監査委員からお手元に配付のとおりそれぞれ報告がございました。

次に、議案説明のため、関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、広域連合長から報告のあった事件
令和5年度繰越明許費繰越の報告について

（1）一般会計

- 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について（一般会計 令和6年2月分～令和6年6月分）

上記のとおり報告します。

令和6年9月2日

西いぶり広域連合議会
議長 早 川 昇 三

○議長（早川 昇三） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、渡辺 雅子議員並びに田中 秀幸議員を指名いたします。

○議長（早川 昇三） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長（早川 昇三） 次は、日程第3 議案第1号令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）外3件を一括議題といたします。

議案第1号 令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 財産取得の件（マシン室の空調設備）

議案第3号 工事請負契約締結の件議決中一部変更の件（西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事）

認定第1号 令和5年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

○議長（早川 昇三） 提出者の説明を求めます。

奈良事務管理者

○事務管理者（奈良 信一） ただいま議題となりました各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

このたびの補正は、ごみ処理施設に係る運営経費を措置するとともに、今年度から実施いたします業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ391万8,000円を追加し、予算総額を95億7,920万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、4ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

第4款ごみ処理費では、中間処理施設に係る運転保守管理等業務委託料といたしまして、灯

油単価の上昇による増加経費391万8,000円を計上するものでございます。

次に、4ページ中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う廃棄物処理に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2条債務負担行為の補正は、2ページの第2表にございますが、今年度から実施いたします標準化対応健康管理システム導入で6,606万8,000円の限度額を設定するものでございます。

次に、議案第2号財産取得の件（マシン室の空調設備）についてでございます。

本件は、共同電算マシン室の空調設備として室内機3台と室外機6台を取得するものでございます。取得価格につきましては、3,839万円に令和7年度～10年度の4年間の元金均等年2回払い分の年利0.3%の利子を加えた額となっております。なお、契約の相手先でございます北海道市町村備荒資金組合から令和7年3月末に譲渡の予定でございます。

次に、議案第3号工事請負契約締結の件（議決中一部変更の件（西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事））についてでございます。

本件は、新中間処理施設の建設工事契約について、いわゆるインフレスライド条項に基づき金額を変更しようとするもので、変更後の契約金額は消費税込み228億3,376万7,000円、当初議決より13億9,806万7,000円の増額とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年度の予算は、廃棄物処理では新中間

処理施設整備、現中間処理施設の安定稼働、共同電算では効率的な運営を柱に、内部管理経費の節減に努める中で、関係市町からの負担金により編成をいたしてございます。

予算の執行状況につきましては、計画をいたしました事業を予算計上の目的に沿って執行したところでございます。

この結果、16ページの実質収支に関する調書を御覧いただきたいと存じますが、歳入総額137億2,452万2,000円に対し、歳出総額137億2,330万3,000円となり、実質収支額は121万9,000円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では、職員費、情報処理費、ごみ処理費で不用額が生じたことなどにより1億8,212万4,958円の減、第2款使用料及び手数料では、事業系ごみ量が見込みより減少したことなどにより117万9,714円の減、第4款財産収入では、アルミ缶及びスチール缶の売払い単価が見込みを上回ったことなどにより1,820万2,339円の増、第6款諸収入では、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより1,913万6,889円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明申し上げます。

第1款議会費では、委員会調査を実施しなかったことにより205万8,353円、第2款総務費では、委員会調査随行旅費の減などにより23万7,670円、第3款情報処理費では、光熱水費の減などにより911万6,103円、第4款ごみ処理費では、電気料金単価の減や中間処理施設における送電線増強工事費負担金の減などにより6,036万8,784円、第8款職

員費では、派遣職員の新陳代謝により675万860円、それぞれ不用額が生じてございます。

以上が、令和5年度一般会計決算の概要でございます。

なお、17ページ～20ページは財産に関する調書、21ページからは令和5年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（早川 昇三） 質疑を行います。

最初に、議案第1号令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号財産取得の件（マシン室の空調設備）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号工事請負契約締結の件議決中一部変更の件（西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） ないようですので、以上で認定第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号財産取得の件（マシン室の空調設備）及び議案第3号工事請負契約締結の件議決中一部変更の件（西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事）の3件を一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（早川 昇三） 次は、日程第4 議案第4号公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

議案第4号 公平委員会委員の選任について同意を求める件

○議長（早川 昇三） 提出者の説明を求めま

す。

青山広域連合長

○広域連合長（青山 剛）（登壇） ただいま議題となりました議案第4号公平委員会委員の選任について同意を求める件でございますが、公平委員会委員の吉永 泰氏は本年9月30日をもって辞任することになりましたので、その後任につきまして、佐藤 和則氏を選任いたそうとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（早川 昇三） お諮りいたします。

本件は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（早川 昇三） 次は、日程第5 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

高橋 直美議員

○9番（高橋 直美）（登壇） 令和6年第2回西いぶり広域連合議会定例会に当たり、通告に従い順次質問いたします。

大項目1、新中間処理施設「西いぶりエコファクトリー」について。

（1）進捗状況について。

新中間処理施設については、本年10月に供用開始予定となっており約1か月後に迫ってまいりましたが、現時点での進捗状況について伺います。

また、これまでの試運転期間中の処理能力や発電能力等、新中間処理施設の性能達成状況及び安全で安定した稼働に向けた最終確認状況についても併せて伺います。

（2）周辺環境への影響について2点伺います。

1点目に、大気環境への影響についてであります。既存施設の建設当時、周辺住民を含む市民から施設からの排出ガスによる人体や自然環境に与える影響について不安視される声が高まっていたことを記憶しております。特に、ダイオキシン類の監視や大気モニタリングの公表など強く要望が出されていたと、当時の環境団体の方からもお聞きをしていました。

新施設の稼働に当たり、こうした懸念はないのか、大気へ影響を与えない対策は取られているのかについて伺います。

2点目に、河川環境への影響について伺います。

新中間処理施設の排水については、微量な処理水であっても継続して河川へ流入した場合の生態系への影響は甚大であり、運営者の責任において河川への処理水の流入は完全にシャットアウトしなければならないと考えますが、どのような対策が取られているのか、新中間処理施設の排水処理システムについて伺います。

またあわせて、建設工事期間中の河川及び海域に対する環境配慮について、どのような対策が取られていたのかについても伺います。

（3）施設運営について2点伺います。

まず初めに、既存施設においては訴訟問題にまで発展した経緯があり、新中間処理施設においては安全で安定した稼働、運営を構成市町は求めているところであり、広域連合がそのチェック機能としての役割を十分に果たす責務があると考えますが、供用開始後の施設運営に関し、どのようにチェック機能を果たされるのか伺います。

2点目に、本年2月に発生した火災の要因と消火対応について伺います。

またあわせて、新施設の今後の火災対策についても伺います。

次に、大項目2、既存施設の解体について。

（1）解体事業について。

既存施設の解体工事に当たっては、周辺環境への流出や周辺住民への健康障害を引き起こすことのないよう、ダイオキシン類や重金属等の有害物質の環境への暴露防止対策の徹底など慎重かつ万全な対策が望まれるところです。

そこで、解体事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて伺います。

次に、（２）解体費用及び財源について。

近年の建設単価や労務単価の上昇は著しく、解体費用への影響が懸念されるところであります。

そこで、現状解体事業への影響はどのような状況にあるのかについて伺います。

また、構成市町の負担軽減に資する財源を確保し、早期に構成市町へ提示されることが肝要と考えますが、財源確保の見込みについて現在の状況を伺います。

次に、（３）跡地利用について。

既存施設解体後の跡地利用についてであります。広域連合としてどのような跡地活用をお考えか伺います。

また、民間などからの跡地利用の問合せ等があればお示しください。

次に、大項目３、地方公共団体情報システム標準化について。

（１）システム標準化への移行について。

地方公共団体情報システム標準化について、国は地方公共団体に対し２０の対象事務について、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけました。地方公共団体の人的、財政的な負担軽減を図るためデジタル化の基盤を構築するとされておりますが、実際には情報システム間の調整が負担となりクラウド利用が円滑に進まないなど、多くの地方公共団体が移行期間に間に合わないなどの課題が顕在化しております。

また、コストについては、ガバメントクラウドに構築する対象事務の標準準拠システムへの

移行については国からの支援措置が取られるものの、関連する周辺システムの移行やその連携に係る費用については支援措置がなく、移行までにかかる自治体の費用負担は大きなものになるとの指摘があります。

さらには、ガバメントクラウドの利用についても、その運用に係る利用料や運営管理経費などは当初の想定ほどのコスト削減にはつながらない可能性も指摘されています。こうした状況について、どのように受け止められているのか伺います。

また、国は期限内での移行を求めておりますが、難易度が高く期限内の移行が困難な自治体もあるとお聞きしておりますが、今後どのようなスケジュール感で取り組まれるのかについても併せて伺います。

次に、（２）システム標準化の課題について。

さきにも多くの地方公共団体が抱える課題について述べましたが、今後どのような課題を想定されているのか伺います。

以上です。

○議長（早川 昇三） 答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 高橋議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、大項目の１つ目、新中間処理施設「西いぶりエコファクトリー」についてでございます。

１点目の進捗状況についてでございますが、８月末の段階で９９．９％の出来形となっておりまして、施設の処理能力を確認するための引渡し性能試験を８月末に終了、建設事業者がその報告を現在まとめているところでございます。

結果につきましては、採取した試験体の分析などに時間を要するため今月中旬ぐらいの正式な報告を予定してございますが、その他の処理能力試験や発電能力についての試験結果につき

ましては、基準値を達成したとの報告を受けたところでございます。

今後の試運転につきましては、10月1日からの本運用開始に向けて安定稼働試験を現在行っているところでございます。

次に、2点目の周辺環境への影響についてでございます。

大気環境への影響に関しましては、煙突からの排気ガス排出基準を既存施設同様、法令基準以上の厳しい自主管理基準を継続してございますが、万が一自主管理基準値を超過した場合には施設の運転を停止し、原因を究明、補修や改善などの対応を行い、その後に試運転を開始し、測定された数値が基準値未満であることを確認後、通常運転へ移行する手順となっております。

また、河川環境への影響に関しましては、新施設で使用した水は新施設内で浄化して循環再利用する完全クローズドシステムとなっておりますので、外部へ排水が出ていくということではなく、河川への影響はないものと考えてございます。

なお、循環の過程で余剰となってしまった排水につきましても、焼却炉内に噴霧し、排ガス処理設備で有害物質を取り除いた上、煙突から水蒸気として排出するシステムとなっております。

また、新施設建設工事中の周辺環境への配慮につきましては、敷地がチマイベツ川とペトル川に挟まれていること、また上流にはサケ・マスふ化場があることから、河川への影響が出ないように最大限配慮して工事を進めてまいりました。

まず、工事中の雨や地下水などの処理の際、濁った水を敷地外に流出させない対策として濁水処理装置を設置して対応いたしました。さらに、河川に関する工事の施工時期につきましても、室蘭漁業協同組合様と事前に協議を行い、

サケ・マスの稚魚の放流に影響が少ない時期に工事を施工するなど対応を行ってございます。

次に、3点目の施設運営についてでございます。

新施設の安定稼働のために運営事業者と広域連合が施設運営に関する情報交換及び業務調整を図ることを目的とした運営会議を設置し、運営モニタリングを行うこととしてございます。

この運営モニタリングは、廃棄物処理に関する高度な専門知識が必要となりますことから、来月よりコンサルタントへ運営モニタリング業務を委託することとなっております。

なお、委託期間につきましては、まずは要求水準書で定めた瑕疵期間の3年間と考えてございますが、瑕疵期間終了後につきましては施設の稼働状況を鑑み業務委託の継続の可否を検討し、施設が安定稼働していることが確認できた場合には、モニタリングの頻度を減らすなど経費節減について検討する必要があるものと考えてございます。

続きまして、去る2月14日発生の火災の状況と原因についてでございますが、午後2時55分頃に可燃ピット内で発煙が確認され、直ちに自衛消防隊による初期消火が行われました。午後3時13分に自衛消防隊による消火を断念し、消防署へ通報したところでございます。消防署による消火活動は午後3時21分頃から開始され、午後7時26分に鎮火した旨の報告を受けてございます。

本件火災による廃棄物受入れの影響でございますが、当日2月14日は消防署による消火活動の妨げとなるため、午後3時13分頃からごみの受入れ停止の措置を取ったところでございます。なお、翌15日の午前7時に消防本部による現場検証を行っていただき、その結果、今後のごみ搬入について支障がないとの御判断をいただいたため、通常どおり午後8時30分からごみの受入れを開始したものでございます。

火災の原因につきましては、消防の火災調査によりますと何らかの原因物が発火したと思われるが、ごみピット内の火災のため原因物を特定することができないとのことでした。

なお、新施設における火災対策といたしましては、自動放水銃や自動散水設備などを設置したことでの消火対策に加え、火災発生時の対応マニュアルを制定し、緊急時にも適切に行動できるよう計画してございます。また、火災の原因となる危険ごみの分別収集の徹底につきましても、今後も構成市町と協力しながら進めていく考えでございます。

次に、大項目の2つ目、既存施設の解体についてでございます。

1点目の解体事業についてでございますが、令和5年度から解体工事の実施設計を開始し、現在は工事条件の整理や解体方法の検討、工程計画などを進めているところでございます。

先月中旬に既存施設を停止させましたので、今後はダイオキシン類に関する詳細調査などを行いながら、実施設計を進めていく考えでございます。実際の解体工事につきましては、令和7年度に着手し令和9年度中に完了する予定となっております。

次に、2点目の解体費用とその財源についてでございますが、解体工事の費用につきましては、令和3年度の試算額で約22億円を見込んでございます。議員御指摘のとおり、この間の建設単価や労務単価の上昇により解体工事費も増加するということが予想されますが、実施設計におきまして詳細に積算を行い、適切な工事費を令和7年度の予算へ計上する予定でございます。

また、解体費用の財源といたしましては、新施設建設工事と同様、循環型社会形成推進交付金を見込んでございますが、循環交付金の交付率は焼却施設の解体経費の3分の1となつてご

ざいますので、残りの経費の財源につきましては有利な起債が活用できるよう、構成市町と協議してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の既存施設解体後の跡地利用についてでございますが、現在民間からの跡地利用に関する打診はございませんが、広域連合といたしましては、廃棄物に関する土地利用を優先に検討してございまして、資源化物や有価物などのストックヤードとしての利用を検討中でございます。

また、大規模災害が発生した際の災害廃棄物の仮置場として、敷地内に一定程度スペースを確保する必要もございますので、既存施設跡地のみならず敷地全体での土地利用について再度検討することが必要と考えてございます。

いずれにいたしましても、解体工事の完了は令和9年度としてございますから、今後も時間をかけて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、大項目の3つ目、地方公共団体情報システム標準化についてでございます。

標準化システム移行に関しまして、現在の受け止めでございますが、標準システムへの移行につきましては国やシステム事業者とも情報を共有し、令和7年の年末から令和8年の年始にかけて実施する予定でございますので、今年度は現行システムからの移行などに係る計画の策定を進めているところでございます。

今後は、標準システムで使用する文字への同定作業や各業務システムで保有しているデータの整合性や不要なデータの整理などを行うためのツール提供など、標準システムへの移行準備を行い、国から示されたスケジュールにより順次進めていく予定でございます。

次に、標準化に向けた課題でございますが、システムの標準化は共同電算として稼働している全ての業務システムが対象とはならないことから、標準システムの対象外となる公営住宅管

理システムや財務会計システムなどの取扱いが今後課題となっております。

また、多くの業務システムが標準システムに移行し、さらに国が用意するガバメントクラウド上でこれら業務システムを稼働させることになりますことから、共同電算システムの運用体制について検討する必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大項目1の新施設についてであります。先ほど安定稼働試験のための試運転を行っているとの御答弁がありました。これまでの試運転期間では、既存施設と新施設で一定期間ごとに交互にごみ処理を行う運用がされていましたが、搬入の際の動線が分かりにくいなどの声もお聞きをしており、今後の試運転期間の搬入方法と安全管理について伺います。

○議長（早川 昇三） 答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 試運転期間中のごみの搬入につきましては、既に8月中旬より新施設のみでの受入れとなっておりますが、安全管理につきましても、案内看板を設置して安全かつ円滑な搬入となるよう努めているところでございます。

また、今年1月に構成市町の収集委託業者など定期的に搬入を行う事業者を対象に計4回説明会を開催させていただき、ごみ搬入の際の動線など詳細について説明をさせていただいたところでございます。また、一般の方につきましても案内看板での表示とともに、今後広域連合のホームページなどでも場内への搬入動線などについて周知する予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 案内看板を設置されるとのことでありましたが、事業者の方をはじめ、利用頻度の低い一般市民の方も安全に利用できるように安全管理のほうの徹底をお願いしたいと思います。

次に（3）の施設運営について伺いますが、運営事業者と広域連合が運営会議を設置し、来月より高度な専門知識を有するコンサルタントへ運営モニタリング業務を委託するとの御答弁がありました。

旧中間処理施設での課題を踏まえての対策と理解いたしますけれども、では実際に瑕疵期間中に要求水準を満たさなかった場合の対応について伺います。

また、運営・維持管理業務に関してはペナルティーを科すということも考えられますけれども、どのような取決めとなっているのかについて伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 要求水準書におきまして、瑕疵期間終了年度に性能確認試験を実施し、基本性能を満たしていることを確認するということとしてございます。その結果、性能を満たしていない事象が発生した場合には、建設事業者の責任と費用において原因を究明し、速やかに改善対応するということとなっております。

この間、新施設の性能及び機能に疑義が生じた場合、建設事業者の負担において瑕疵確認試験を行い、同様の対応を取るということとなっております。

また、運営に関するペナルティーでございますが、運営・維持管理業務委託契約におきまして運営モニタリングの結果、広域連合から第2回目の是正勧告を行った場合にはその是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日につき1ポイントのペナルティーポイントをカウ

ントし、その累積ポイントにより委託料を減額するといった取決めとなっているところがございます。

この是正勧告の実施に当たりましては、その内容によって廃棄物処理に関する専門的な知見が必要となりますことから、コンサルタントの意見を聞きながら進めることとしてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 瑕疵期間内であっても建設事業者の費用負担において、速やかに改善されるということを御答弁で確認をいたしました。

では、運営に関するペナルティーについてお聞きいたしますけれども、累積ポイントにより委託料を減額する取決めがされているとのことでありましたが、実質ペナルティーに値する減額となっているのか、契約上のペナルティー額の取決めについて伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 契約上のペナルティー額についてでございますが、月末の累積ポイントが6～10ポイントの場合、その月の固定費用について30%の減額、累積ポイントが11～15ポイントの場合40%、16ポイント以上の場合50%の減額となる取決めとなっております。

なお、試算ではございますが、令和6年度に30%の減額が発生した場合、1か月の委託料が約1,650万円減額となる、そういった内容となっております。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 厳しいペナルティーが科せられるということが分かりました。運営モニタリングというのが一つ重要なチェック機能となることだと思いますけれども、新施設の安全・安定稼働を望みまして、次に、大項目2、

既存施設の解体について伺います。

先ほども述べましたが、既存施設の解体に際し、ダイオキシン類や重金属等の有害物質の環境への暴露防止対策の徹底が求められます。今後、ダイオキシン類の詳細調査を行い、実施設計を進めるとのことでありましたが、有害物質の処理方法と安全に処理されたことの確認についてはどのように実施されるのか伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 事前調査の結果により設定した管理区域内を密閉養生し、外部へのダイオキシン類などの漏出を防止することとしてございます。

次に、高圧洗浄などにより管理区域内を洗浄、なお洗浄水は外部に放流せず循環処理を行い、作業後に残った洗浄水や汚泥は産業廃棄物として適切に処理することで周辺環境への影響を防ぐこととしてございます。

洗浄作業完了後は、管理区域内の空気内のダイオキシン類濃度を測定し、大気環境基準値以下となった時点で管理区域を解除し、建物本体の解体に着手するということとしてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 周辺環境に対する安全管理については分かりました。

では、施工中の安全管理について伺いますけれども、洗浄処理の工程ごとの測定が重要と示されている専門業者もおられますが、安全管理として段階ごとのダイオキシン類の濃度測定について伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 施工中に関しましては、洗浄中の作業環境測定として1回、洗浄完了後に1回、処理施設の解体を行った後に1回、合計3回実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 分かりました。解体工程においても適切な安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

次に、既存施設の解体については、有害物質の漏えいのないよう施工されることと思いますが、大気同様土壤環境の調査も必要と考えますが、解体後の土壤環境調査の実施の考えについて伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 土壤汚染につきましては新施設の計画段階におきまして、新施設建設地は過去の土地利用の履歴から土壤汚染の可能性がないため、調査命令の対象とはならないということを北海道胆振総合振興局に確認してございますことから、土壤汚染対策は不要と認識してございます。

なお、解体工事につきましては、外部への汚染物質の漏出を防止しながら施工を行うとともに、工事開始前と工事完了後に土壤を測定し、外部への汚染物質の漏えいがないことを確認する、そういった計画としてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 有害物質が残留した場合、周辺の土壤や河川、海域への流出も懸念されるところでありますので、適切に処理、確認されることをお願いいたします。

では次に、大項目3、地方公共団体情報システム標準化について伺います。

まず、(1)のシステム標準化への移行についてであります。先ほどの御答弁では、今年度は現行システムからの移行等に係る計画の策定を進めているとのことでありましたが、システム移行に係る経費の概算が分かればお示ください。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 標準化システムへの移行に係る経費につきましては、令和7年度

当初予算への計上を予定してございまして、現在業務システムに関する経費やデータ移行に係る経費など、経費項目の洗い出しと概算経費の取りまとめを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 現在、経費の項目の洗い出しと概算経費の取りまとめを進めているところとございましたが、地方公共団体情報システム標準化に伴い、逆に財政的な負担増となることが懸念をされております。先行して移行した地方公共団体からもコストの削減にはつながらなかったとの意見があるともお聞きしております。

国は人的、財政的な負担軽減を図るための情報システム標準化を進めていることから、共同電算システムの運用体制についても縮小されるものと想定されていると理解しておりますが、実際のところ課題とされる標準化対象外の業務システムもあり、効果のほどは不透明であります。共同電算システムの運用に関し、人的、財政的なメリットをどのように捉えているのか伺います。

○議長（早川 昇三） 瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪 孝行） 業務システムが標準化された場合におきましても、大きくその内容が変わるものではございません。共同電算として業務量が減った場合においても、委託の業務量が増えるなど、トータルのメリットは現在なかなか見えづらい状況ということで捉えてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 高橋 直美議員

○9番（高橋 直美） 答弁ありがとうございます。

トータルのメリットが見えづらい状況ということでありまして、実際その通りではないかなというふうに思っております。システム標準

化への移行について様々伺ってまいりましたけれども、多くの課題を含みながらも期限が切られているわけで、御苦労されていることと思いますけれども、先ほど現在移行に係る計画の策定中とのことでありましたが、システム標準化移行時には経費負担を抑え、また各市町が独自施策を推進するに当たり、妨げとならないようなシステム構築をお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（早川 昇三） これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（早川 昇三） 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時44分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 早 川 昇 三

署 名 議 員 渡 辺 雅 子

署 名 議 員 田 中 秀 幸